

	質問	回答
1	こども食堂に参加するこども数が少なくても、交付申請ができますか。	申請（交付）数量は30kg単位となりますので、使用量が30kg以上となる使用計画で申請願います。なお、申請に当たっては、こどもの人数のほか、こどもの同行者等も申請数量の算定に加えることができます。
2	小学生のみを対象としたこども食堂でも、交付申請ができますか。	18歳以下のこどもが対象となります。ただし、公平性の確保の観点から、特定のグループ（地域、年齢）こどもを排除するような実施にならないようにしていただく必要があります。
3	高齢者のみが対象でこどもの関わりが無い場合申請できますか。	当制度はこどもを対象に食育を行ってもらうことを目的としており、大人だけを支援する取組は交付対象としておりません。
4	子育て世帯の生活困窮家庭へのお弁当配布は宅食の枠で申請できますか	お弁当の提供はこども食堂の取組として申請をお願いします。なお、こども宅食の取組において、お米と食材を子育て家庭に配付することのほか、お弁当を配付することも可能としております。
5	同一団体に、複数のこども食堂、こども宅食を同じ運営スタッフで運営している場合の交付申請の方法を教えてください	同一団体に運営主体も同一である場合は、こども食堂で1申請（120kg以内）、こども宅食で1申請（450kg以内）となります。 なお、それぞれの場所で運営主体が異なる場合（それぞれスタッフが異なるなど）は支部申請ができます。支部申請は、団体名の後にカッコ書きでそれぞれの地域名を記載していただき、地域ごとの申請書を提出してもらいます。
6	学生団体がオフィスがない場合の住所はどうすればいいですか。また、団体のメンバーの自宅を配送先としてもいいですか。	申請書には申請者（代表者）の住所を記載してください。また、お米の配送先は申請団体が責任をもって管理できる場所を指定してください（必ずしもオフィスである必要はありません）。なお、お米を一定期間保管する場合は、品質保持の観点から高温多湿、直射日光を避けて保管できる場所を確保してください。
7	食育のチラシやパンフレットがない場合でも交付申請ができますか。	チラシ等を用いない食育の取組も可能ですが、どのような取組を行うのか（行ったのか）という確認のため、裏付けとなる資料のご提出をお願いしております。なお、食育のパンフレット等は農林水産省ホームページにもございますのでご活用願います。
8	こども食堂が、年5回申請した場合は最大で600kgとなるのでしょうか。	こども食堂の場合は1申請あたり120kg、1年度当たり5回まで申請が可能ですので、ご認識のとおりです。

	質問	回答
9	申請から配送までどれくらいの期間を要しますか。	申請書の審査終了後おおむね一月程度時間を要しております。なお、玄米の場合は二月程度時間を要する場合があります。
10	配送料についての負担はありますか	配送は国の負担（国費）で行います。
11	無償交付される政府備蓄米は、産地を指定することはできますか。	産地の指定等、個々のご要望にお応えすることは実務上困難ですのご理解をお願いいたします。
12	無償交付された政府備蓄米の配付先は、こども宅食が配布後、報告をする必要がありますか。	配付後は、配付回数や配付数量等を報告していただく必要がありますが、具体的な配付先の報告は必要ありません。
13	公的支援を受けている団体の具体例を教えてください	団体の活動に当たり、地方自治体や社会福祉協議会などと連携した取組を行っている団体となります。